

第193回国会 決算委員会 第4号
平成29年4月10日（月曜日）

　　本日の会議に付した案件

○平成二十七年度一般会計歳入歳出決算、平成二十七年度特別会計歳入歳出決算、平成二十七年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十七年度政府関係機関決算書（第百九十二回国会内閣提出）（継続案件）

○平成二十七年度国有財産増減及び現在額総計算書（第百九十二回国会内閣提出）（継続案件）

○平成二十七年度国有財産無償貸付状況総計算書（第百九十二回国会内閣提出）（継続案件）（財務省、農林水産省、金融庁、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社国際協力銀行の部）

○委員長（岡田広君） 平成27年度決算外2件を議題といたします。

まず、平成26年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置、平成26年度決算審査措置要求決議について政府及び最高裁判所の講じた措置並びに昭和19年度朝鮮総督府特別会計等決算及び昭和20年度朝鮮総督府特別会計等決算審査措置要求決議について政府の講じた措置につきまして、財務大臣及び最高裁判所から順次説明を聴取いたします。麻生財務大臣。

○国務大臣（麻生太郎君）

（略）

○委員長（岡田広君） 今崎最高裁判所事務総長。

○最高裁判所長官代理者（今崎幸彦君）

（略）

○委員長（岡田広君） 以上で説明の聴取は終わりました。

（略）

○委員長（岡田広君） 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

次に、財務省、農林水産省、金融庁、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社国際協力銀行の決算について審査を行います。

○委員長（岡田広君） これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

（略）

○進藤金日子君 自由民主党の進藤金日子でございます。

私にとりまして、今回、本委員会での初めての質問になります。質問の機会を与えていただきました理事始め先輩議員の皆様方に感謝申し上げます。

決算の審議は、その内容が予算に反映される重要なものであるとの認識の下に、平成27年度会計検査報告に基づき質疑を進めてまいりたいと思います。

私は、会計検査院による検査の意義は、個別の検査結果に基づいて改善を強く求めることにより不当事項の再発防止や

各種施策の効率的、効果的実施に大きく貢献していることであると理解しております。こうした私の理解を踏まえ、農林水産省関係の会計検査院の検査結果で施策的な広がりに関連するものについて質疑を深めさせてまいりたいと思います。

まずは、林野庁が所管する事業である木造公共施設等の整備事業についてでございます。

この事業は、地域材の需要拡大等を図るために、都道府県、市町村などが事業主体として実施する木造公共施設等の整備等の事業に森林・林業再生基盤づくり交付金などを交付するものであります。会計検査院の検査の結果、木材を使用せず、地域材の利用促進に直接寄与しない設備工事等を補助対象に含めている実態が指摘されております。我が国の木材自給率は、平成17年の21%から平成27年には33%に上昇している一方で、国産材は、毎年、丸太換算で約5千万m³以上あると言われる成長量の半分以下しか使われていない状況にあります。

先ほど高野委員からCLTを中心とした御指摘があつたわけでございますけれども、平成22年には公共建築物等木材利用促進法が制定され、国と地方公共団体は共に公共建築物へ木材を利用する責務が課されておるわけであります。こうした中、平成27年度着工の公共建築物の木造率は、床面積ベースでの全体で約12%、3階建て以下の低層の公共建築物で26%となっております。公共建築物への木材利用、とりわけ国産材の利用は更に積極的に進める必要があり、特に地域振興といった視点からも地域材の利用促進は極めて重要であります。

そこで、木造公共施設等の整備事業等における地域材利用促進に向けた今後の対応についてお聞かせ願いたいと思います。

○政府参考人（今井敏君） お答えいたします。

木造公共建築物等の整備事業につきましては、今先生から御指摘ありましたように、昨年10月に、会計検査院から、地域材の利用促進に直接寄与しない設備工事等を補助対象とする工事に含めている事例がある、あるいは地域材の利用割合が非常に低く地域材利用のモデルとしての効果を期待し難い事業が採択されている事例がある、そういう指摘を受けたところでございます。

このため、29年度事業から地域材の利用促進に直接寄与しない設備工事等を補助対象から除くなど、補助対象範囲を要領等により明確化するとともに、採択基準につきまして地域材の利用割合が一定程度以上であることを要件とするなど、具体的な基準を設けることとしたところでございます。

我が国におきましては、戦後造成された人工林が本格的な利用期を迎えており、平成22年に公共建築物等木材利用促進法が制定されたことを契機とし、地域材利用の流れが強まりつつあります。これを公共建築物の木造率で見ますと、先生から御指摘ありましたとおり、法律が制定された平成22年度着工では木造率が8.3%であったものが、平成27年度には11.7%に向上了し、特に3階以下の低層の公共建築物では、平成22年度着工で17.9%であったものが、

平成27年度には26%にまで向上しております。

公共建築物の木造化、木質化に関しては、CLTや耐火部材など新たな製品技術も実用化されつつあります。こうした製品技術も活用しながら、地方公共団体とも連携しながら公共建築物の木造化、木質化、さらには地域材の利用促進、こういったものに全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○進藤金日子君 ありがとうございます。

今回の会計検査院の指摘で地域木材利用の要件がむしろ厳格になります。これによって地域材利用が減退してしまっては、これは本末転倒でございます。本事業自体の改善は不可欠でありますけれども、是非とも、全体として地域材利用が拡大する事業制度の仕組みを構築していただくようにお願い申し上げたいと思います。

次に、農林水産省が所管する強い農業づくり交付金事業等によるTMR、これはトータル・ミックスド・レーション、完全混合飼料というものですございますが、このTMRセンターの整備に係る事業について、自給飼料を十分に調達できなかつたなどの要因から事業の目的が未達成のTMRセンターがあったとの会計検査院からの指摘がなされています。

自給飼料とは、国産の原材料で調製、製造した飼料であります。今日配付した資料の1ページを御覧いただきたいと思うんですが、我が国の食料自給率はカロリーベースで39%でございますが、一番上の、小さく書いてあるように、1人1日当たりは2,417キロカロリー摂取しているわけであります。このうち、この表の青の部分が自前で自給している部分であります。食料自給率の向上を図るには、青の部分の面積を広げていく必要があるわけであります。摂取カロリーが多いのが米、畜産物、油脂類、小麦でございます。これらで1,630キロカロリーございます。全体の3分の2を占めるわけであります。

ここで注意が必要なのが畜産物の黄色の部分であります。国産の飼料で生産されたものが17%、輸入飼料で生産されたものが47%あります。畜産物全体として64%が国産なのでありますけれども、そのうちの約7割に相当する47%は輸入飼料由来であります。この部分は自給率にカウントされておりません。

国民の食生活を大幅に変えることなく食料自給率を上げていくには、まずはこの畜産物の黄色の部分を青に変えていく、つまり輸入飼料から自給飼料に転換していくこと、そして小

麦や大豆の輸入から国産に転換していくこと、さらに輸入小麦由来のパンとか麺類を国産の米粉に変えて米由来にしていくこと、こ

れらが実効性の高い取組であります。現在こうした政策を政府は進めているわけであります。

それにいたしましても、右にありますように、小麦、大豆、トウモロコシの主要穀物の輸入元を御覧いただきたいと思うんですが、米国が占める割合が非常に大きいわけです。重い穀物を北米、南米といった遠いところから多くの重油をたいて、消費して日本に運んでいることが一目瞭然であります。

少し話を戻しますが、この黄色の部分を青に変えていく有力な手段が飼料用米の生産拡大であります。政府として平成37年度に110万tの生産を目標にしており、平成28年度では48万tの生産でした。実は、飼料用米の需要は、飼料業界から約120万t程度は見込めるんじゃないかというメッセージが発せられたと認識しております。

配付資料の2ページを御覧いただきたいと思うんですが、飼料米はオレンジ色で示している濃厚飼料の原料として活用されておりますが、濃厚飼料の自給率は近年飼料用米等の増加により上昇傾向で推移しております。平成37年度目標の濃厚飼料の自給率20%を達成するには、飼料用米を28年度と比較して約2.3倍に増産しなければなりません。

こうした中で、昨年11月の財政制度等審議会の平成29年度予算の編成等に関する建議におきまして、転作助成金の在り方を見直すべきとしておりまして、特に主食用米と同程度の所得が確保できるような飼料用米への助成から脱却しなければならないとしております。また、転作助成金の在り方を見直し、野菜のような高収益作物への転換を支援する事業にシフトしていく必要があるとしているわけであります。

他方、飼料用米への助成は、一般論として主食用米の供給を抑えることになるので、米価を維持、あるいは高くする効果が大きいとの指摘もあります。ここで注意が必要なのは、飼料米への助成は、政策論として我が国の食料自給率や自給力を高める施策であります。ここはしっかりと確認しないといけないというふうに思います。

なぜ飼料用米かといいますと、我が国は宝物である水田を水田としてフル活用して、将来にわたって持続的に食料を供給する力を維持していくために効果的であるからであります。財政審の御指摘も、財政の効率性という観点からもちろん理解できるわけでありますけれども、現場の農家は、財政審の指摘で飼料用米への助成が打ち切られるのではないかと強い危機感を持っています。また、飼料用米を推進している農林水産省への不信感も顕在化している状況でございます。

そこで、飼料用米に関する今後の施策の方向性についてお聞かせ願いたいと思います。

○國務大臣（山本有二君） 我が国におきまして、主食用米の需要が毎年おおむね8万tずつトレンドで減少しているわけでございます。食料自給率、食料自給力や飼料自給率の向上を図るために、主食用米から麦、大豆、飼料用米などへの転換によること、すなわち水田のフル活用を進めていくことが重要でございます。



平成27年3月に閣議決定されました食料・農業・農村基本計画におきまして、飼料用米等の戦略作物につきまして、水田活用の直接支払交付金による支援等によりまして生産性を向上させ本作化を推進し、品目ごとの生産努力目標の確実な達成に向けて不斷に点検しながら生産拡大を図るというようにしております。こうした中で、29年度予算につきましても、水田活用の直接支払交付金につきまして、麦、大豆、飼料用米などの戦略作物助成の単価を維持しつつ、前年度比72億円増となる3,150億円を計上することができました。

農林水産省としては、今後とも、農業者の方々が安心して飼料用米などの生産に引き続き取り組むことができますように、必要な財源はしっかりと確保してまいりたいという決意でございます。

○進藤金日子君 大臣、ありがとうございました。

平成29年度の予算では、飼料用米への助成をしっかりと、ちょっと上積みする形で確保されたということでございますので、本当にありがとうございます。ただ、農家が最も望んでいるのは、対策の継続性の確保、つまり安定性だと思います。平成37年度目標を公表しているわけでございますので、農家の信頼を損ねないようにしっかりと対応していただくようにお願いいたします。

次に、水産庁が所管する漁港施設の維持管理についてでございます。

漁港は、漁港漁場整備法に基づき整備が推進され、維持管理が適正に行われることとされております。農林水産大臣は、漁港漁場整備長期計画の案を作成し、閣議の決定を求めることになっております。まさに、本年3月28日に、平成29年度から33年度までの5年間を計画期間とする新たな漁港漁場整備長期計画が閣議決定されました。この長期計画におきましては、漁港施設等において、その管理者が策定した機能保全計画に基づき、老朽化に対する予防保全のための対策を戦略的に実施し、老朽化が著しい重要な施設については緊急的に老朽化対策を行うことというふうにされております。

今回の会計検査報告では、機能保全計画に沿って機能保全工事が実施されていない事態等が見受けられたということでございます。これ、もちろんいろんなことがあると思います。私は、この漁港施設の管理者である地方公共団体の予算不足だと人手不足も影響しているんじゃないかなというふうに思うわけあります。

今回の御指摘の中を踏まえまして、この新たな長期計画に基づく漁港施設の維持管理に関する今後の対応をお聞かせ願いたいと思います。

○政府参考人（佐藤一雄君） お答えいたします。

今先生の方からお話をましたが、漁港は我が国の水産物の安定供給の基盤として極めて重要な役割を担っておるところでございますが、今後は多くの漁港施設の老朽化が急速に進行することが予想されますことから、漁港施設の適切な維持管理といったものが極めて重要な課題と相なっているところでございます。

先ほど先生の方からありました会計検査院の指摘でございますが、これに対しましては、平成28年12月に、機能保全計画に基づき漁港施設の維持管理が適切に行われるよう水産庁から都道府県に通知を発出するとともに、説明会等におきまして、漁港管理者に対しまして改善を図るよう指導しているところでございます。

また、先月28日でございますが、閣議決定されました新たな漁港漁場整備長期計画におきましては、漁港施設の長寿命化対策による漁港機能の維持保全を計画的に推進することといたしまして、緊急的に老朽対策が必要な全ての漁港、おおむね400でございますが、これについて今後5年間で対策を講じることとしているところでございます。

さらに、先生の方から御指摘ございましたが、漁港管理者の大部分は市町村でございまして、専門的知識を有する技術者が不足しているといったような状況に鑑みて、一つといたしましては、機能保全の基本的考え方をまとめたガイドラインを整備しまして、その普及を図ることとしております。また、もう一つは、施設情報及び機能保全計画のデータベース化や施設点検にICTを活用する漁港施設点検システムの導入を行うといったような取組を通じまして、漁港管理者に對して技術的な支援を行ってまいりたいと、このように考えているところでございます。

○進藤金日子君 ありがとうございます。

今、市町村の専門的知識を有する人材不足といったような御指摘もございますが、そういった面では厳しい環境下でございますけれども、しっかりと対応をお願い申し上げたいというふうに思います。



次に、農業水利施設である揚水機場と排水機場、これポンプ場のこととでございますが、この耐震診断等につきまして、施設を造成した地方公共団体等が機場の耐震診断を実施していかなかったり、設計図書の保管が不十分だったり、農林水産省自体も耐震診断の実施状況等を十分把握できており、耐震診断推進のための助言や検討が不十分であったことが会計検査院から指摘されております。

本件につきましては処置済みというふうになっております。早急に対策が講じられたと理解しておりますけれども、耐震対策につきましては、東南海地震等への早急な対応が求められている中にあります。揚排水機場のみならず、ため池でありますとか、ダム、頭首工、水路においても重要度が増してしております。

そこで、会計検査院の指摘への対応状況とともに、農業水利施設に対する耐震対策、これ、耐震診断だけではなくて実際の対策工事も含めて、この農業水利施設に関する今後の耐

震対策の方向性をお聞かせ願いたいと思います。

○政府参考人（佐藤速水君）お答え申し上げます。

農業水利施設のうち揚排水機場につきましては、会計検査院からの指摘を受けまして、耐震診断の実施の適切な推進に努めること、また設計図書を適切に保管すること、さらに耐震診断に関する情報について施設の造成者等が国に報告すること、こういったことを内容といたしました通知を平成28年7月に地方農政局等に発出したところでございます。

農林水産省といたしましては、揚排水機場に限らず、水利施設の耐震対策は重要であると認識しております。被災による人命への影響など重要度の高い施設を始めとして、耐震対策の推進に努めているところでございます。

具体的に申し上げますと、一つは、国営耐震対策一体型かんがい排水事業ですか国営総合農地防災事業の大規模地震対策型といったような水利施設の耐震対策を円滑かつ効率的に推進するための事業制度を創設をいたしました。また、そうした耐震対策を含みます国営かんがい排水事業や国営総合農地防災事業等の関係予算につきまして、会計検査院の検査のありました平成27年度には約1,600億円ありましたのに対しまして、平成29年度には約2,000億円とするなど、必要な予算の確保に努めているところでございます。

今後とも、都道府県などと連携しながら、これらの予算を活用いたしまして、水利施設の耐震診断、その結果に基づく耐震対策工事の推進に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○進藤金日子君 どうもありがとうございます。

今、予算の対応含めてしっかりと対応されているという答弁をいただきました。この農業水利施設の耐震対策につきまして、これ、やはりスピード感を持って進めていく必要があると思いますので、是非ともよろしくお願ひ申し上げたいというふうに思います。

さて、去る3月28日の本委員会の質疑におきまして、安倍総理の答弁で、会計検査院からの検査報告を受け、総理からも、各大臣に対して、検査報告事項について確実に改善するよう指示を行い、平成29年度予算編成等においても適切に反映しているということでございまして、例示として、農業基盤整備促進事業等における助成単価について、実際の作業内容、現場条件などを踏まえた単価を導入するなど、適切に対応しているということの答弁がなされたわけであります。農業基盤整備促進事業につきまして本件は処置済みということでございまして、これは農林水産省、極めて迅速に改善措置を講じたわけであります。これはすばらしいことなわけです。

ところが、現場は大混乱であったわけであります。

この農業基盤整備促進事業といいますのは、主に水田の排水条件を機動的に改良していく、いわゆる暗渠排水工事の実施が本当に多くなされている事業であります。水田の畑地利用、これは排水をしっかりしないと畑利用できませんので。あと、大型機械の導入、これは排水ができないと大型機械入っていけないわけです。ですから、大型機械の導入に大きな

効果があることから、全国各地で要望が極めて大きい事業であります。

しかし、年度途中に迅速な改善措置が講じられたことから、年度当初に工事を計画した地域で急に助成単価が減額されて、これは大きな混乱が生じたわけであります。これ、もちろん、会計検査院からの改善要求には真摯にかつ迅速に対応することが不可欠でありますけれども、実績に応じて助成単価の範囲内で精算するなど、一定期間経過措置を設けて現場の混乱を最小限にする対応も取れたんじゃないかなという気をしているわけであります。

いざれにしましても、現場の混乱防止という視点で、こういうことを念頭に置きまして、この対応、重要であるということをあえて申し上げたいというふうに思います。

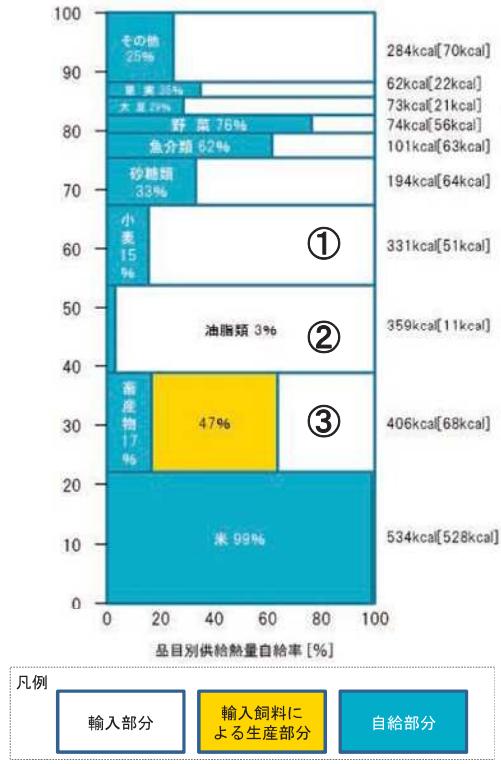
参議院におきます決算審議、これ、予算編成へ適切に反映されて、さらには予算の効率的、効果的な執行につながっていくことを確信いたしまして、私の質問を終えさせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

(以下略)

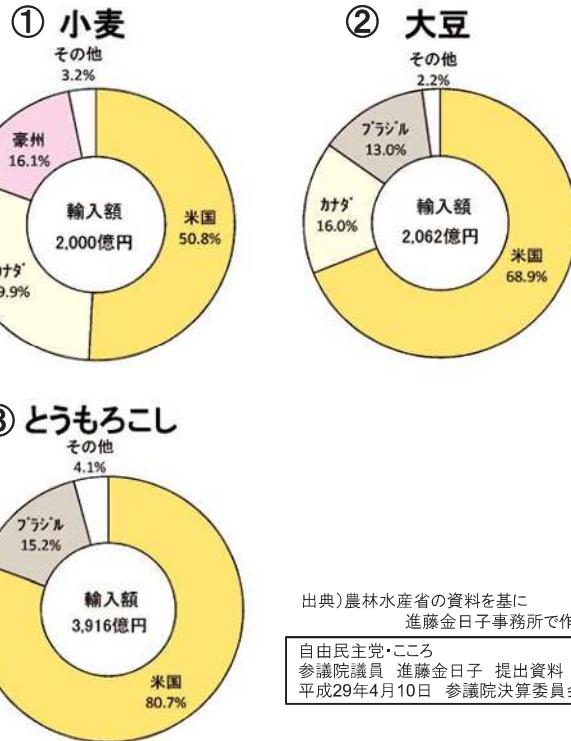
日本の食料供給の内訳

(平成27年度：カロリーベース総合食料自給率39%)
総供給熱量 2,417kcal / 人・日 [国産供給熱量 954kcal / 人・日]



主な品目の輸入先割合

(平成27年： 輸入総額 784,055億円)
うち農林水産物 95,209億円



出典)農林水産省の資料を基に
進藤金日子事務所で作成

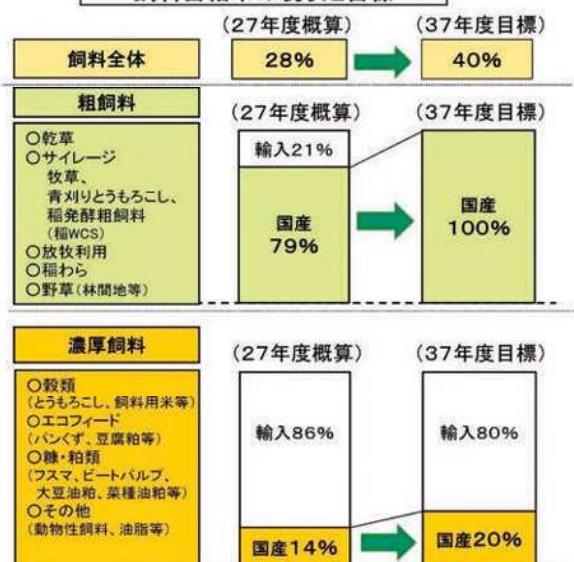
自由民主党・こうろ
参議院議員 進藤金日子 提出資料
平成29年4月10日 参議院決算委員会

1

飼料自給率の現状と目標

- 飼料自給率は、近年、微増傾向で推移しており、27年度(概算)は、全体で28%、粗飼料が79%、濃厚飼料が14%。
- 農林水産省では、飼料自給率について、粗飼料においては水田での稲WCSや畑地での飼料作物の作付拡大等を中心に、濃厚飼料においてはエコフィードの利用や飼料用米作付の拡大等により向上を図り、飼料全体で40%(37年度)を目標としている。

飼料自給率の現状と目標



近年の飼料自給率の推移

| | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度(概算) |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|------------|
| 全 体 | 25% | 26% | 26% | 26% | 27% | 28% |
| 粗 飼 料 | 78% | 77% | 76% | 77% | 78% | 79% |
| 濃 厚 飼 料 | 11% | 12% | 12% | 12% | 14% | 14% |

・飼料自給率(全体)は、近年微増傾向で推移し、27年度は前年度比1ポイント上昇の28%となった。

・粗飼料自給率は、76~79%の間で推移しており、27年度は飼料作物の作付面積及び単収の増加により、国産粗飼料の供給量が増加したことから、前年度比1ポイント上昇の79%となった。

・濃厚飼料自給率は、近年、飼料用米やエコフィードの増加により、上昇傾向で推移。

出典)農林水産省HP:飼料をめぐる情勢(平成29年3月)より抜粋

自由民主党・こうろ
参議院議員 進藤金日子 提出資料
平成29年4月10日 参議院決算委員会

2